

『医学館要秘録』上

町 泉寿郎

二松学舎大学

解 題

本稿は、慶應義塾大学医学情報センター富士川文庫に所蔵される『医学館要秘録』（請求記号490.7/Ig-1）を翻印したものである。『医学館要秘録』は、既に明治28～36年にかけて、雑誌『医史料』や『医談』に連載されており（掲載時には『医学館要秘録』）、寛政期の医学館に関する基礎資料として知られている。これを今あらためて掲載する理由は、掲載誌が古くかつ長年にわたる連載であったため通読が容易でなく、かつ翻印が必ずしも原本の記載順序通りでない、或いは未翻印部分があるなど、不十分な点があるからである。

一方、現行の横組み誌面では、文字が書かれる位置に意味がある江戸時代の古文書をうまく資料化することはかなり難しい。かつ、デジタルデータのオンライン公開が進捗して、現在では『医学館要秘録』原本は、慶應義塾大学メディアセンターデジタルコレクション（Keio D Collections）において（<http://dcollections.lib.keio.ac.jp/ja>）画像公開されている（虫損が進んでいる状態も確認できる）。雑誌『医史料』『医談』に活字化され本文も、国立国会図書館（NDL Online）において、国会図書館所蔵分に限り部分的に見ることができる。

そこで本稿では、読者の便を図るため、原文をそのまま翻印するのではなく、句読点を補い、送り仮名を増加し、また例えば「可仕」を「仕るべく」にひらくなど、読みやすい表記に改めた。但し、本稿はあくまで『医学館要秘録』原本にしたがって翻印し、それをもとに更に積読を施したものである。翻印本文中に底本における丁数をその改丁箇所に略記し（第一丁表→1a）、底本に当り直す場合の便を図った。

『医学館要秘録』の伝本としては、現在のところ慶大富士川文庫本の外に、内藤記念くすり博物館大同薬室文庫本が知られている。本翻印の底本とした慶大富士川文庫本は、巻末に記された奥書によれば、「監察方」すなわち幕府目付方に秘蔵されていた医学館に関する文書を、文政5年（1822）8月に、「中臺」なる人物が借り出して転写したものである。幕府目付方に所蔵された原本の存否は未詳であるから、書写年月と書写者が明記され、原本から直接に転写されたことが確実な慶大富士川文庫本は、原本の体裁内容を伝える資料として貴重である。

書題は、表紙中央に奥書を書いた中臺のものと見られる筆蹟で「医学館要秘録 上」と打付書きしている。更に内封に「珍本 寛政年間 医学館要秘録」と墨筆で打付書きし、次頁の副紙に旧蔵者である石黒忠恵（1845～1941）の筆跡で「石黒忠恵 珍襲」と記す。内封題も石黒の筆跡である可能性がある。本書が石黒の手から富士川游の手に移った時期を示す記録等はない。

本文は全136丁で、毎半丁10行程度、毎行の字数は不定。第25丁を境に、前後二人の書写者によって筆写されているように見える。

外題に「医学館要秘録 上」とあることから、本来存在した下巻あるいは中下巻が失われた可能性がある。しかしながら、全体の構成を見ていくと、第1丁表から寛政4年（1792）6月から寛政13年（1801、同年2月5日に享和に改元）正月までの記事を記した後、第58丁表に「多紀永寿院伺申上掛合、并御医師江被仰渡」と内題のごとくに大書して、あらためて寛政4年（1792）6月から寛政12年（1800）11月までの記事を収録しており、2種類の文書を1冊に合綴しているとも考

えられる。書写奥書があることも考え合わせると、本書は下巻もしくは中下巻が失われたものではなく、第58丁以下の後半が下に相当し、それに対して前半を上と呼んだものと推定する。

つまり、前半は目付が主体的に残した記録であり、後半は多紀氏が起案した書類を書留めたものと考えられる。したがってその内容も前半と後半で大きな違いがある。前半は医学館の事務官人事や施設の補修およびそれらの経費など「俗事」に関する内容であり、後半は医学館における講書と講師、神農祭祀、薬種、医学館で修学した医官に関する人事など広い意味での「学事」に関する内容である。今回は前半部分を収録し、次回は後半部分を収録する予定である。

(釈読本文)

寛政四子年六月十一日

御目付 中川勘三郎・間宮諸左衛門

右は医学館掛り仰せ付けられ候旨、新番所前溜りに於いて、越中守殿・摂津守殿仰せ渡さる。勘三郎儀病気に付、諸左衛門より申し達す。掛りの儀、左の通り申し渡す。

御徒目付 萩原藤十郎・山本庄左衛門

御小人目付 1a] 深山宇平太・片山善右衛門
右取扱ひ御用相勤め申すべき旨、六月十四日、諸左衛門殿仰せ渡され候。

書面伺の通、相心得申すべき旨仰せ渡され、承知仕り候。

六月 中川勘三郎・間宮諸左衛門

摂津守殿へ六月十三日上る。同十六日伺の通り仰せ渡され、承附、即日専阿弥を以て返上。

医学館掛り心得方の儀、相伺ひ候書付。

中川勘三郎・間宮諸左衛門 1b]

此の度、医学館掛り私共兩人へ仰せ付けられ候に付、心得の儀左に相伺申し候。

一 私共兩人の内、老人づつ折々見廻り、勿論講席ばかりに限らず、休息所迄も相回り、御取締り等宜しき様相心付け、并に御入用筋の儀も一と通り承り、万端心得難き儀も御座候はば、多紀永寿院、其の外世話役等の者へとくと申し談じ、品に寄り申し上げ候心得に罷り在り候。

一 当日々御徒目付老人・御小人目付老人づつ相詰め、右講席に罷り在り候ばかりにもこれ無く、休息所迄も見回り候様致させたく候。

一 医学館導き方の儀、最初起立の主旨相弁じ申さず候ては2a]、心得差支へ候儀もこれ有るべく候間、右始末書面、并に御入用米金割符、元極め相弁じ申したく、両様共広寿院より書面受取り候様仕りたく存じ奉り候。此の余の儀は、追々取調べ相伺ひ申すべく候。

右の趣相伺ひ申候。以上。

六月 中川勘三郎・間宮諸左衛門

医学館掛り被仰渡候ニ付、左相伺申候。

一 医学館へ私共日々老人づつ兩人罷り越し、講席に相詰め罷り在り、休息所も見回り、万端様子見請け候様仕るべく候。2b] 揃ひ刻限等の儀は、相詰め候上相定め候様仕り、湯茶は何れの方より差し出させ苦しかるまじく候や。

一 衣服の儀は平服にて罷り出で候様仕るべく候や。

一 相詰め罷り在り候内、若し如何しき様子、并に不行儀なる儀見うけ候とも、直に申し談じ候儀は仕らず、其の段申し上げ、御差し図の上申し請け候様仕るべく候。しかし時宜に寄り広寿院父子・世話役等へ申し談じ候様仕るべく候や。

一 日々出席の者姓名相認め差し上げ申すべく候や。又は私共心得に留め置き候様仕るべく候や。

△

一 導き方の儀、并に御入用等の儀、心得候儀は評議の上申し上げ候様3a] 仕るべく候。万事一己の働き仕らず、第一に申し合はせ候様仕るべく候。○

但し銘々心得候儀は直に申し上げ候様仕るべく候や。

一 順々隔日に相詰め、其の外は御城へ罷り出で候様相心得罷り在り候。

右の趣相伺ひ申し候。猶相詰め候の上、追々伺ひ奉り候様仕るべく候。以上。□

六月 御徒目付 萩原藤十郎・山本庄右衛門

御小人目付 深山宇平太・片山善右衛門

右伺ひ書面、六月十七日、勘三郎殿へ藤十郎差し出し候処、御3b] 附け札成され、翌日御下げ成

され候。

△ 出席候者名前差し出すに及ばず、講師の名前、并に出席人数高、御医師何人、陪臣町医師何人と申す儀相認め、翌日差し出さるべく候。

○ 御入用遣ひ払ひ、月々帳受け取り候様致さるべく候。

□ 付け札の外、伺ひ候通り心得らるべく候。

撰津守殿、都筑六之助を以て御下げ、承附同人を以て返上。

中川勘三郎・間宮諸左衛門之を承る。4a]

多紀広寿院方へ遣し候書付。

一 医学館にて俗事取扱候者、給金扶持方遣はし、手前抱へに致され候へども、以来の儀は御家人の内軽き者より二人申し付け相勤めさせ然るべく候。勤の内は上下着用格にも申し付くべく候。又は元より上下格の者よりも申し付くべく候。御目付方よりも見回り、立ち合ひ等もこれ有るに付いては、応対其の外一体の振りに御家人の方手厚にて宜しき筋に候間、人品は猶相撰び、右の通りにて追々申し付けにてこれ有るべく候間、兼ねて其の趣に心付け申さるべき事。

八月廿八日

出役の者申し立て候後、伺の通り仰せ渡され、且つ俗事重役暇差し遣し候儀、私共より広寿院へ申し達すべき旨仰せ渡され、承知仕り候。

子九月 中川勘三郎・間宮諸左衛門 4b]

撰津守殿へ諸左衛門直に上る。

医学館に於いて俗事取扱の儀、只今迄広寿院方にて自分抱への者三人これ有り候処、此の度御家人より仰せらるべく候由、右に付き菓種并に御入用金帳面等、其の外医学館へ付け候書物・諸道具、

俗事重役より引き渡しの節、私共立合ひ、尤も御医師世話役立ち合はせ、引き渡させ候様仕るべく候や。

一 私共儀、是迄見廻り同様相心得相詰め候得ども、御入用の儀は只今迄仕来りまかせ、月々御買ひ上げ、其の外内訳帳を以て申し聞け候処、此の度俗事取扱ひ候者、御家人より仰せ付けられ候はば、私共老人づつ相詰め、日々相調へ候品々相改め、帳面に認めさせ見届け印形仕るべく候や。尤も御作事方・小普請方・御普請方立合等の節も、右の趣に御座候。5a]

一 俗事重役の儀は、諸勘定相立ち候迄は暇差し出し申す間敷旨、広寿院へ仰せ渡され御座候て然るべきやに存じ奉り候。右の趣伺ひ奉り候。以上。

子九月 医学館掛り御徒目付・御小人目付
子九月六日 撰津守殿御渡し。

表書 中川勘三郎・間宮諸左衛門

御鎗奉行松平隠岐守組同心

当時御材木改方仮役 山上藤兵衛

寄場下役 山田孫右衛門 5b]

右藤兵衛儀、医学館俗事取扱ひ候動向きの方へ上下にて出役申し渡し、動向きの儀は其の方ども並びに多紀広寿院差図を得て相勤め候様申し渡すべく、御鎗奉行へ申し渡し候。

山田孫右衛門儀は、御目付支配無役世話役増人に申し渡し、場所並みの通り、御足し高・御足し扶持下され候間、其の段申し渡すべき旨、寄場奉行へ申し渡し候間、直に医学館出役申し渡され、勤方の儀、前書の通り差図を得て相勤め候様心得らるべく候。

尤も役金七兩づつ下され候間、其の意を得らるべく候。且つ又医学館にて只今迄下され候御扶持方は、出役御小人目付三人へ下され候間、広寿院相談、委細先達て伺の通り取はからはるべく候。

一 俗事取扱山上藤兵衛儀は、御書付には筆頭に出で候へども、山田孫右衛門 6a] これ有り候間、其の旨申し談ずべき旨、勘三郎殿・諸左衛門殿・庄左衛門へ仰せ渡され、兩人へ申し候。

一 孫右衛門儀、無役世話役増人に仰せ付けられ、直に俗事取扱出役仰せ付けらる。然る処、出役中、無役世話役御入用仰せ付けられ候ても、右

出役中、筆下たるべき旨申し談ずべき段、勘三郎殿・諸左衛門殿仰せ渡さる。加藤助五郎へも申し達し、御中間頭大斧幸右衛門・御小人頭川村嘉吉へ、庄右衛門申し談じ候。

中川勘三郎・間宮諸左衛門 多紀広寿院
医学館に於いて俗事取扱の者へ、只今迄下され候御役金七兩づつは、6b]此の度仰せ付けられ候出役式人へ、金七兩づつ下し置かれ、御扶持等の儀は同所出役御小人目付式人へ式人扶持づつ下し置かれ候間、当月五日、御書付を以て仰せ渡され候間、医学館にて請け取らせ申し候。これに依て御達し申し候。以上。 子九月 十四日に達す。

御目付支配無役世話役 山田孫右衛門

御鎗奉行青山但馬守組同心 山上藤兵衛

右兩人の者、此の度医学館へ出役仰せ付けられ、右に付き孫右衛門儀は去月十六日、藤兵衛儀は昨晦日、医学館御長屋へ引き移り申し候。これに依て申し上げ候。以上。

十一月朔日 中川勘三郎・間宮諸左衛門 7a]

○一 是迄相勤め候俗事取扱の者、礼服の儀は熨斗目着用仕り、湯飲所の者服紗小袖・麻上下着用仕り候。右湯飲所の者は是迄の通仕るべく候や。此の度私共礼服の節は是迄相勤め候俗事役の者仕来りの通り仕るべく候や。此の段伺ひ奉り候。

×一 御米請け取り方の儀、壹ヶ月米式石八斗五升づつ、毎月請け取りの節、浅草御蔵より医学館御役所迄運送車力代銭三百五拾文にて、壹ヶ年銭四貫式百匁、此れ銀四拾四匁八分程。

一 右御米請け取り方、蔵宿札差申し付け候へば、壹ヶ年札差料銀拾五匁、蔵宿より御役所迄運送賃銀式匁五分づつ、壹ヶ年銀三拾匁、式口メ四拾五匁。7b] 右浅草御蔵より運送賃銀四拾四匁候八分は、差し引き候へば札差の方、銀式分程餘慶にも相掛り候へども、御用向き嵩み候節の手都合にも相成り申すべきやと存じ奉り候間、如何仕るべきや、此の段伺ひ奉り候。

一 唯今迄物入りこれ有り候薬種製法の者老人、右の者私共兼ねて暇差し遣し申すべしと心掛け罷り在り候処、此の段暇願差し出し申し候。これに依て暇差し遣し申すべく候やに承り候。右跡製法の者老人、是迄湯飲所の小遣相勤め罷り在り候若

次郎と申す者、製法人へ申し付くべき旨、広寿院方より申し聞け御座候へば、湯呑所小遣式人と罷り成り候。先式人にて御間に合ひ申すべきやに存じ奉り候。追て御間闕け御差支へにも相成り候はば、其の節抱へ入れの儀申し上ぐべく、此の段、御聞入れのため御届け申し上げ置き候。以上。

十一月 山田孫右衛門・山上藤兵衛 8a]

○ 湯呑所の者、是迄の通、兩人儀、熨斗目着用これ有るべく候。

× 先づ是迄の通り致さるべく候。尚差支へもこれ有り候はば、其の節申し聞けらるべく候。

□ 広寿院申す旨に任せ、先づ岩次郎申し渡し、尚手足り申さず候節は、抱へ入れの儀申し聞けらるべく候。

○ 先達て私共兩人、礼服の節、熨斗目着用仕るべきやの儀伺ひ奉り候の処、着用仕る可き旨仰せ渡され候。猶又七夕・八朔の節、白帷子着用仕るべきや。此の段伺ひ奉り候。以上。

七月 山田孫右衛門・山上藤兵衛

御附札 ○ 伺の通り、白帷子着用有るべく候。

左の書面、諸左衛門より大御番組頭へ遣し、即刻返上、御挑灯二張受取り、医学館へ8b] 遣し置き申し候。

火之番組頭へ 箱御挑灯式張

右は医学館御用請け取り置き、御用相済み次第相返し申すべき事。

十一月 中川勘三郎・間宮諸左衛門

右の通り御挑灯奉行へ申し渡し候。以上。

十一月廿日 浅利文四郎

一 蠟燭 拾挺、但し式拾目掛け五挺、拾五匁掛け五挺、

右の通り御挑灯奉行へ当番所より手形差し遣し受取り、医学館へ差し遣し置き候。 寅六月 9a]

卯四月九仰せ渡され候段、同十日承附返上。

撰津守殿御下げ札。

矢部彦五郎・小長屋能登守これを承る。
御鍵奉行へ

此れ承り下げ御札にはこれ無く、御書附も直に認る。

右御普請役申し渡さるべく候。勤め候内、並みの通り、御足し扶持下され候間、其の段も申し渡さるべく候。尤も御勘定奉行談ぜらるべく候。

卯四月十三日 矢部彦五郎・小長屋能登守
撰津殿へ上る。 俗事役 山上藤兵衛

右藤兵衛儀、御普請役仰せ付けられ候に付、右代り出役の者仰せ付けられ候様仕りたく存じ奉り候。

以上。 四月 矢部彦五郎・小長屋能登守 9b」
書面の通り、多紀永寿院申し聞け候はば、宜しく申し談じ取り斗らひ申すべき旨仰せ渡され、承知仕り候。 五月七日 矢部・小長谷

医学館俗事役金の儀、医学館附雑用金の内より壱人へ壱ヶ年七兩づつ、右四季に割り、三月・六月・九月・十二月、一季壱兩三分づつ、多紀広寿院より相渡し来り申し候。然る処、俗事役山上藤兵衛儀、当月九日御普請役仰せ付けられ候に付、日割を以て相渡し申すべきやの旨、永寿院申し聞け候へども、左に相成り候へば、役金相渡し、其月転役仕り候者には日割を以て返納仕らせ候の振り合ひに存じ奉り候。左候ては巨細には御座候へども、却て御定め候通り若し行き届き兼ね候儀もこれ有り候ては然るべからずと存じ奉り候間、役金の儀は以来相渡し候其の月転役仕り候とも、返納に及ばず、尤も跡役の者直に仰せ付け候ても、先 10a」役の者請け取り候後に候へば、別段相渡し申さず候様仕るべきや。

朱 但し御普請方にては、御役金の儀は正月・四月・九月、三度に請け取り、其の節の割渡し申し候由。勿論相渡し候其の月御役替へ仰せ付けられ候とも、返納仕らず、尤も跡役の者直に仰せ付けられ候ても、先役の者請け取り候の後に別段受取り申さず候仕来りたる由に御座候間、右の振合を以て、本文の通り申し上げ候。

右の趣伺ひ奉り候。伺の通り仰せ渡され候はば、以来とも右の通り相心得候様、永寿院へ申し談ずべく候や。此の段伺ひ奉り候。以上。

四月 矢部・小長屋

卯六月九日 撰津守殿、専阿弥を以て御渡し。 10b」
矢部彦五郎・小長屋能登守へ

御先手水野筑前守組同心 木暮又兵衛

右医学館俗事取扱ひ候勤向き、上下にて出役申し渡し候。勤方の儀、何れも并に多紀永寿院申し談じ候様申し渡し候。並の通り、役金も下され候間、其の意を得らるべく候。

卯六月廿一日上る。

撰津守殿 矢部・小長屋

右は此の度医学館へ出役仰せ付けられ、右に付き昨廿日、医学館御長屋へ引き移り申し候。これに依て申し上げ候。

六月廿一日 矢部彦五郎・小長屋能登守 11a」

先達て御掛合ひ御座候に付、俗事役勤金の儀、転役等の節渡し方、撰津守殿へ相伺ひ候処、此の儀は貴様と御談じの上、取り斗らひ候様仰せ渡され候間、御普請方にて勤金相渡し候振合を以て、俗事役勤金の儀承り、相渡し候其の月転役致し候とも、返納に及ばず、尤も跡役の者へ、先役の者請け取り候後は、別段相渡さず、残り候分ばかり相渡し候積もりにて然るべく存じ候。右の趣に相極めるべく候や否や、下げ札にて御申し聞け成さるべく候。以上。 六月

多紀永寿院 矢部彦五郎・小長屋能登守

六月廿四日答来る。

俗事役勤金の儀、転役等の節渡し方、撰津守殿へ御伺ひ成され候処、各様より拙者へ御談じの上、取り斗らひこれ有るべき様仰せ渡され候に付、 11b」御普請方にて勤金相渡し候振合を以て、俗事役勤金相渡すべきやの旨仰せ下され、承知仕り候。然る処、其の月転役致し候とも、返納に及ばず、跡役の者へは残り候方相渡すべく候やの旨、是又承知致し候。去り乍ら、当所勤金渡し方の儀は、壱ヶ年を四つに割り、四度に相渡し来り候。春は三月二日、夏は六月二日、秋は九月二日、冬は十二月二日△に相渡し、何れも季月二日に渡し来り候事に御座候。左候へば、縦令六月朔日迄に相勤め候先役の者は、四月五月両月分の勤金請け取り申さず、三日に仰せ付けられ候跡役の者は六月壱ヶ月相勤め候ても去る四月五月分とも三ヶ月

の勤金請け取り候様罷り成り申し候。右の振合にて如何取り斗らひ申すべきや。御普請方勤金渡し方の趣に成り兼ね申すべきやに存じ奉り候。これに依て勤め候内の其の月分は日割りに構はず、先役の者に相渡し、跡役の者は12a) 仰せ付けられ候翌月より、是又日割に相構はず相渡し候方にもこれ有るべきや。尤も跡役仰せ付けられ遅くこれ有り候節は、如何にもこれ有るべきやに存じ候故、先達て書面を以て日々割合にて勤金相渡すべきやの旨御掛合に及び候は、是迄相勤め候者へ勤金相渡し候後は、転役致し直に跡役仰せ付けられ候節は翌月より相渡し候方然るべきやに存じ候。若し跡役の者遅くも相成り候節は、浮金に相成り候へども、其の節何れ跡役の者仰せ付けられ候迄、俗事役の者壱人にて相勤め候事故、御葉種製法の者兩人の内、日々壱人も俗事役詰所へ差し置き、出席御医師名面など付けさせ、俗事役手替へ等致させ置き候間、右の浮金此の者へ少しにても下し置かれ候はば、猶又御葉種製法、并に諸事取扱方出精も相勤むべきやに存じ奉り候。此の段御相談に御座候故、是又御相談に及び候。以上。12b)

六月 多紀永寿院

矢部彦五郎殿 小長谷能登守殿

下げ札△ 御書面役金渡し方の儀は、拙者共存じ付にて、御掛合に及び候儀にてはこれ無く、御普請方役金渡し方の例を以て御掛合に及び候儀、然る処御書面の趣にては甚だ巨細には候へども、此の段明き跡等の節、跡役遅速もこれ有るべく、其の節割合等却って繁雑致すべく候やに存じ候。夫れ其の外の類例にてはこれ有り、御申聞けられ候儀に候や、承知致したく存じ候。若し初めての儀にも候はば、以来外々の類例にも相成り申すべく候に付、是等の処今一応御掛合に及び候。以上。

七月 矢部彦五郎・小長屋能登守

七月十四日来る。十八日庄右衛門持参、俗事役へ相渡す。

最前も御意を得候通り、俗事役勤金相渡し候様致したき訳は、13a) 拙者儀、医学館御用金請け取り方、壱ヶ年四度にて、季月に相渡し来り候。右御用金の内より、俗事役勤金相渡し申し候事故、仮令六月朔日迄勤め候者、外御場所へ転役候へば、二日相渡し申し候勤金故、仰せ聞けられ候通り相定め候ては、前役の者は四月五月両月分は御役金請け取り申さず、二日に跡役仰せ付けられ候者、十分請け取り候様相成り候に付、跡役の者は其の月分相渡し申さず、翌月より相渡し申すべき旨、御掛合に及び候事に御座候。扱て又医学館御構、新規御場所の儀、殊に種々指し繰り、御入用向き相減じ候様取り斗らひ候事故、外例に相拘り申さざる儀甚だ多く、新規これ有り候故、例に拘り申さざる事御座候て、此の度俗事役勤金相渡し候へば、医学館にて以来の規定に相成り候事に付、末永き事故、類例に構ひ申さず、医学館にて13b) 後々迄差支へこれ無き様規定立て置き候様致したく候。此の御金は拙者御役金の内にて取り斗らひ候事にて、外御役所御構御差支へに相成り申すべき筈もこれ有る間敷や。仍て右の趣、御意を得候事に御座候。以上。七月 多紀永寿院

御書面俗事勤金渡し方の儀、外々の例を以て御申し聞けられ候儀にはこれ無き旨承知致し候。彼是渡し方延引に及び、忍ぶべからず存じ候間、先づ此の度は先達て御申し聞けられ候月割の趣に御取り斗らひ候とも、絶えて存じ寄りもこれ無く候。去り乍ら、後々規定にも相成り候事故、以来此の度は振合ひ相違致し候儀もこれ有るべく候間、其の所も御調べ置かれ候事と存じ候。心得の為め承知申したく候。七月 矢部彦五郎・小長谷能登守14a)

卯七月廿四日

医学館俗事役御役金渡し方の儀、先づ此の度は拙者御意を得候通り取り斗らひ申すべき旨、承知致し候。以来振合違ひ候節の儀も、御心得の為御承知置かれ度迄、是又承知致し候。追て是より御意を得べく候。以上。七月廿三日 多紀永寿院

矢部彦五郎殿・小長谷能登守殿

卯三月十五日

左の伺書、山上藤兵衛差し出し候処、評議の上受納仕らず、差し戻し候様申し渡し、則ち孫右衛門承付差し出し候。猶右衛門受取り、能登守殿より上る。

書面の贈物、受納仕らず指し戻し申すべき旨仰せ渡され、畏り奉り候。以上。

三月十六日 山田孫右衛門 14b]

伺ひ奉り候覚。

一 三百疋 栗本瑞見・多紀安長・山本宗英・吉田快庵・桂川甫周・山崎宗運・千田玄知。

右の通り、医学館世話役并に講師の面々連名にて、去る十日私娘方へ当三月節句の祝儀として差し越され、受納仕るべきや、此段伺ひ奉り候。以上。

三月 山田孫右衛門

書面の伺の通り、御小人目付見分の上、永寿院へも申し談じ取り斗らひ申すべき旨仰せ渡され、承知仕り候。六月十三日 山田・小暮 15a]

私共住居御長屋畳の儀、先達て孫右衛門・藤兵衛御役仰せ付けられ候節、惣表替これ有り候処、去る卯年又兵衛儀、藤兵衛跡御役仰せ付けられ引移り候節、又兵衛住居付四畳半・無縁二畳大破に付、表替これ有り、其の余の間此の節大破仕り候に付、表替并に裏返し等仕りたく存じ奉り候。尤も御入金の内にて出来仕るべく候間、伺ひ奉り候。以上。辰五月 山田孫右衛門・小暮又兵衛

葉頭 刈部泰助

湯呑所 小平増之助

同 久嶋徳三郎

右の者病気に付、暇相願ひ候間、願の通、暇差し遣し申し候。湯呑所 15b] の者、久嶋徳三郎跡番勤申し付け候。御留守居 酒井因幡守組同心 長谷衛門倅波木寛八

右の段御届け申し上げ候。尤も外兩人の者、追々御抱入れ仕り候積もりに御座候。以上。

辰七月 山田孫右衛門・小暮又兵衛

医学館御薬製法の者相勤め罷り在り候太田金之助、右暇差し遣し候。此者跡へ、御先手水野筑前守組同心 三宅市左衛門従弟 富取佐助。

右の者此度御抱入れに仕り候間、此段御届け申し上げ置き候。以上。16a]

辰十月 山田孫右衛門・小暮又兵衛

巳二月十二日出雲守殿御渡し。

御目付へ、

御目付支配無役世話役 山田孫右衛門

御小人 小林助蔵

右明四ツ時御城へ差し出ださるべく候。

同十三日兩人共西丸御駕籠頭仰せ付けられ候。

医学館俗事取扱出役矢部彦五郎・小長屋能登守御入人の儀申し上げ候書付。

医学館俗事出役 山田孫右衛門

此御入人願の儀は、此度より以来とも御上げ成されざる旨、彦五郎殿・能登守殿、庄左衛門へ仰せ聞けられ候。二月廿五日

右孫右衛門儀、西丸御駕籠頭仰せ付けられ候に付、右代り出役の者 16b] 仰せ付け候様仕りたく存じ奉り候。以上。二月 矢部・小長屋
巳三月廿一日 備前守殿御下げ。

矢部・小長屋へ

御目付支配無役世話役 長田八十五郎

右、医学館俗事取扱ひ候勤向、出役申し渡さるべく候。役金も並みの通り下され候。勤方の儀は何れも并に多紀永寿院相談候様致さるべく候。

多紀永寿院へ

御目付支配無役世話役 長田八十五郎

右、医学館俗事取扱ひ候勤向出役申し渡し、並みの通り役金も下され候。17a] 勤方の儀、御目付矢部彦五郎・小長屋能登守、并に其の方申し談ずべき旨申し渡し候間、其の意を得らるべく候。

別紙、備前守殿御渡し成され候に付、持たせ差し上げ申し候。尤も長田八十五郎儀は、明日御徒目付を以て御引渡し申すべく候。これに依て此段御達し申し候。以上。

多紀永寿院殿 三月十日 矢部彦五郎

追啓、小長屋能登守儀忌中に付、拙者一名にて御達し申し候。以上。

一 長田八十五郎儀、明廿二日御用の儀これ有り候に付、服紗小袖・麻上下着用、朝五ツ半時御城へ罷り出で候様申し遣すべく候間、掛り御徒目付益山勝蔵へ彦五郎殿仰せ聞けられ候に付、則ち手紙にて申し達し候。三月廿一日 17b]

一 長田八十五郎儀、明日^昨申し渡され候通り、今

朝罷り出で候に付、昨廿一日備前守殿御渡し御書付の趣、小広間に於て御徒目付組頭後藤十次郎・掛り御徒目付益山勝蔵立合、彦五郎殿仰せ渡され候。御礼回りの儀は左の通り取極る。

撰津守殿・備前守殿、御目付衆は御職二老彦五郎殿・能登守殿へ相廻り候事。

一 今日長田八十五郎儀、益山勝蔵同道にて医学館へ罷り越し、小暮又兵衛引渡し申し候。

俗事役御役金の儀、先例の通り月割を以て相渡し申し候。

一金壹両拾匁 山田孫右衛門へ 正月二月分
 一金貳方五匁 長田八十五郎へ 三月分
 右の通り相渡し申し候。以上。

三月 多紀永寿院 18a)

書面願の通り仰せ渡され、畏り奉り候。

四月十九日 長田八十五郎

覚

此度医学館へ出役仰せ付けられ候に付、近々の内に御長屋へ引移り申し候。然る処、家内人数多く、其の上伯父老人厄介に仕り罷り在り候処、四ヶ年以前より腰痛相煩ひ打臥し罷り在り候に付、住居内少々手狭に御座候間、別紙図面の掛け紙仕り候場所へ雑具等入れ置き、自分入用を以て補理申したく存じ奉り候。尤も右の場所御用地に相成り候はば、猶又自分入用を以て早速取払ひ申すべく候。相成るべき御儀に御座候はば、書面の趣仰せ付られ下し置かれ候様願ひ奉り候。これに依て別紙絵図面御覧に入れ奉り候。以上。

巳四月 無役世話役長田八十五郎

右書面・絵図面共、能登守殿御下げ、明日学館へ持参致し、永寿院へ 18b) 掛合ひ申すべき旨仰せ渡され候に付、永寿院へ掛合ひ申すべく候。

巳四月十四日 山本庄右衛門

四月十八日 同人

去る十五日、長田八十五郎住宅絵図面、永寿院へ掛合ひ置き候処、俗事役小暮又兵衛右差支へこれ無き旨挨拶これ有り、右の趣能登守殿へ申し上げ候処、書面へ八十五郎承付取り置き申すべく候様仰せ渡され候。

一 無役世話役長田八十五郎儀、医学館出役先達て仰せ付けられ候に付、学館御長屋昨廿三日引移

り候御届書、小暮又兵衛、彦五郎殿へ差し出し申し候。先達て又兵衛引移り候の節は、御届書御上げ成され候へども、其の儀に及ぶ間敷候に付、能登守殿御評儀の上、御聞置にて御上げ成されず候。重ねて見合せ留め置かれ候。19a)

巳七月朔日多紀永寿院差し越し、同四日下札致し、安長へ遣す。撰津守殿へ書面の趣、彦五郎殿申し上げ候。御徒目付へ申し渡す。

医学館出役御徒目付、唯今迄自分弁当にて相詰め来り候事に御座候。御小人目付は別段御扶持は下され候へども、御徒目付は其の儀これ無く、如琢の儀、且つ冬暑の節杯損じ候儀も△これ有るべきもこれ有るべきやに付、格別御入用も相懸り申さざる儀に付、以来昼食御賄戴かせ候様致すべく候やに存じ候。此段御掛合に及び候。以上。

七月 多紀永寿院

矢部彦五郎殿・小長屋能登守殿

△ 御書面、御徒目付出役の者下さるべく候御心入れの儀と存じ候。併し以来定式下され候事にては、前々よりの仕来り相改め候様相成り候て、格別 19b) 暑寒の凌ぎにも罷り成り候儀故、暑寒の時節ばかり御賄下され候様致したく候。これに依て下げ札を以て御答に及び候。以上。

七月 矢部彦五郎・小長屋能登守

書面伺の通り仰せ渡され、承知仕り候。

七月七日 御徒目付 山本庄右衛門・益山勝蔵

医学館へ是迄私共弁当持参仕り候処、冬暑の節杯は損じ申すべく候に付、同所にて昼食御賄下さるべき旨、多紀永寿院申し上げ候に付、格別暑寒の節ばかり御賄下され候て然るべき旨仰せ渡され候間、左の通り相心得候や。

五月朔日より 八月晦日迄

十一月朔日より 二月晦日迄 20a)

右の通り、学館にて御賄下され候儀と相心得申すべきや、伺ひ奉り候。以上。 七月

医学館掛り御徒目付 山本庄右衛門・益山勝蔵

巳ノ年日記留有之

一 俗事役当時老人勤に付、書物等手廻り兼ね候

趣、昨日永寿院申し聞け候に付、休会にても掛り御小人目付医学館へ罷り出、書物等手伝遣し候様、先づ老人も罷り越し、御用向の様子に寄り、兩人共罷り出づべく候。右の趣、彦五郎殿、庄右衛門へ仰せ渡され候。寛政九巳年三月四日 同年日記留にこれ有り。20b]

一 医学館御扶持方米宜しからず、頂戴相成り難き趣、中川飛驒守へ申し談じ候処、以来上美濃米相渡し候様掛合相済み候間、永寿院、俗事役より相達し候様、右の趣、彦五郎殿、勝藏へ仰せ渡され候。寛政九巳年閏七月廿四日 寛政九巳年十二月三日 出火の節御注進状の写 神田花房町辺出火に付、医学館へ罷り出で候処、火近には候へども、只今迄の趣にては医学館御氣遣はしき儀御座無く候。尤も掛り支配向、并に医学館役人相詰め罷り在り候。此旨御側衆へ申し上げらるべく候。以上。十二月三日

当御番 御目付中 小長谷能登守 21a]

同 神田花房町辺出火に付、医学館へ罷り出で候処、火近には候へども、只今迄の趣にては医学館御氣遣はしき儀御座無く候。尤も懸り支配向、并に医学館役人相詰め罷り在り候。これに依て申し上げ候。以上。十二月三日

堀撰津守様 小長谷能登守 21b]

追啓奉り候。本文の通り、当番同役へ申し達し、御側衆へも申し上げ候。先刻申し上げ候神田花房町辺より出火、筋違御門外河岸にて火鎮、医学館御別条御座無く候。此旨御側衆へ申し上げらるべく候。以上。十二月三日

当御番 御目付中 小長谷能登守

先刻申し上げ候神田花房町辺出火、筋違御門外河岸にて火鎮、医学館御別条御座無く候。これに依て申し上げ候。以上。十二月三日

堀撰津守様 小長谷能登守

追啓奉り候。本文の通り、当番同役へ申し達し、御側衆へも申し上げ候。以上。

多紀安長への手紙の留。

手紙を以て啓上致し候。然れば拙者間宮諸左衛門代り医学館掛り相勤むべき旨、伊豆守殿仰せ渡され候。これに依て御達し申し候。以上。

寅十月廿五日 朝比奈治左衛門 22a]

多紀永寿院殿

御用番御取扱に付、封状にて差し遣す。

中川勘三郎

右、長崎奉行仰せ付けられ候。これに依て御達し申し候。別紙御徒目付代り合ひ申し渡し候間、是又御達し申し候。以上。

卯二月五日 小長谷能登守・横田十郎兵衛 多紀永寿院殿

別紙、御徒目付 福岡久右衛門

右、岩瀬猶右衛門代り、医学館出役申し渡し候。手紙を以て啓上致し候。然れば拙者共中川勘三郎・朝比奈治左衛門兩人代り、医学館掛り相勤むべき旨、伊豆守殿仰せ渡され、これに依て御達し申し候。以上。22b]

卯二月九日 小長谷能登守・矢部彦五郎 多紀永寿院殿

手紙を以て啓上致し候。然れば拙者儀、矢部彦五郎代り医学館掛り、撰津守殿仰せ渡され候。これに依て申し達し候。以上。

多紀永寿院殿 申二月十四日 蜂屋源八郎 寅七月十八日、猶右衛門学館へ持参、相達す。

多紀永寿院殿 御徒目付 深谷吉十郎 右の者、杉崎惣兵衛代り出役申し渡し候。これに依て御達し申し候。以上。

寅七月 中川勘三郎・間宮諸左衛門

巳三月二十一日 朱 能登守殿忌中に付、一名追啓認め候事。23a]

別紙、備前守殿御渡し成され候に付、持たせ差し進め申し候。尤も長田八十五郎儀は、明日御徒目付を以て御引渡し申すべく候。これに依て此段御達し申し候。以上。三月廿一日 矢部彦五郎

多紀永寿院殿

御用紙御断りの覚

撰津守殿へ 子八月五日 勘三郎上る。

臨時 御納戸へ御断り。

中川勘三郎・間宮諸左衛門

覚

- 一 中糊入半切紙 貳百枚
- 一 生灑半切紙 五百枚 23b]
- 一 下美濃紙 貳束
- 一 上蔵半紙 拾束

- 一 筆 式対物 式対
 一 墨 小形 式挺
 一 朱墨 // 壱挺

右は此度医学館掛り仰せ付けられ候に付、右御用の為、書面の通り、請け取り申したく存じ奉り候。御納戸へ仰せ渡され下さるべく候。尤も遣ひ切り候はば、追て申し上げ候様仕るべく候。以上。

子八月 中川勘三郎・間宮諸左衛門

丑二月十四日、丑八月二十七日、寅四月、同十二月24a]

右は医学館御用の為、先達て請け取り申し候処、此節遣ひ切り申し候に付、書面の通り請け取り申したく存じ奉り候。御納戸へ仰せ渡され下さるべく候。尤も遣ひ切り候はば、追て申し上げ候様仕るべく候。以上。

△右の振合にて、年々両度程請け取り候様子に御座候事。

仮御小人目付羽織御断り。

摂津守殿へ巳五月廿日上る。

臨時細工所へ御断り。 矢部・小長谷

- 一 臨時 黒加賀絹羽織 壱寸

右は医学館掛り相勤候御小人目付、手足り申さず候に付、仮小人目付申し渡し相勤めさせ候間、書面の通り請け取らせ申したく存じ奉り候。御細工所へ仰せ渡され24b] 下さるべく候。以上。

五月 矢部彦五郎・小長谷能登守

右年々請け取り候旨、御文言の様子に御座候。

医学館講堂其外修復共。

寛政五丑年三月五日摂津守殿へ直に上る。同十二日御下げ、承付翌日返上。25a] (白紙) 25b]

寛政五丑年三月九日摂津守殿へ御直に上る。同十二日御下げ、承附翌日返上。

書面伺の通り申し談ずべき旨、承知仕り候。

三月十三日 中川勘三郎・間宮諸左衛門

医学館講堂、追々破損に付、此節手入これ無く候ては大破相成り申すべく候やに付、内々修復御入用高承らせ候処、金高凡そ八拾兩程これ有り候はば出来仕るべき趣に御座候。然る処、全体、学館付き土蔵新規出来の儀、多紀広寿院相願ひ、先達て願の通り仰せ渡され、右土蔵御入用金四拾兩餘は伺も相済み居り候儀にこれ有り候に付、右御入

用へ此度三拾兩餘の新規御下げ金下され候へば、八拾兩に相成り申し候。此御入用を以て講堂修復仕らせ、且つ又土蔵普請の儀は、是迄学館付き雑用金の内、当時同所俗事役共出精、御取締26a]も宜しく候に付、当年御入用見越し候へば、凡そ金式拾兩程は相残り申すべき趣に当時相見え申し候間、当丑年・来寅年兩年分残金四拾兩程にて、来寅年に至て出来仕り候はば、土蔵の分は別段御下げ金これ無く候ても出来仕るべきやに存じ奉り候。左候へば前書の通り、講堂御修復申し付けたく存じ奉り候に付、御内慮伺ひ奉り候。伺の通り仰せ渡され候はば、広寿院へ申し談じ、左様仕るべく候。以上。

三月 中川勘三郎・間宮諸左衛門

摂津守殿江三月上げ、四月七日伊豆守殿吉蔵ヲ以御下げ、承附、同八日摂津守殿へ上る。

書面伺の通り仰せ渡され、承知仕り候。多紀広寿院へは私より申し達し候様仕るべく候。四月七日 間宮諸左衛門26b]

医学館へ新規土蔵壱ヶ所建て申したき旨、先達て多紀広寿院願の通り仰せ付けられべき趣に付、御入用等取調べ、金四拾兩余にて出来仕るべく候趣。此節学館講堂追々破損仕り、捨置き候には大破に及ぶべく存じ奉り候に付、御入用積もり致させ候処、金七拾九兩貳分・銀拾三匁五分にて修復出来仕るべき趣に御座候間、広寿院へも談じ候処、右修復出来仕り候儀に御座候はば、御蔵の方御入用受け取り申さず、何卒年々御手当の内にて流用仕り、追て相建て候様仕るべき段申し聞け候。これに依て右講堂修復申し付くべき哉、此段伺ひ奉り候。以上。 三月 間宮諸左衛門
 右書面、勘三郎殿遠国御用に付、諸左衛門殿御一名にて上る。27a]

医学館講堂修復の儀に付、先達て御内談に及び候通り、別紙の趣に相伺ひ候処、明日伺の通り伊豆守殿仰せ渡され候間、御修復申し渡し候。尤も御左右次第取掛り候様致すべく候間、御案内これ有り候様致したく候。これに依て御達し申し候。以上。多紀広寿院殿 四月八日 間宮諸左衛門
 右前書伺書壱通差し添へ、広寿院へ差遣しす。即日広寿院より返事来る。

四月九日、撰津守殿御下げ、承附返上。

中川勘三郎・間宮諸左衛門

医学館講堂御修復に付、講席申し上げ候書付。
27b] 多紀広寿院

医学館講堂破損に付、修復の儀、間宮諸左衛門申
申し上げ候通り仰せ渡されの旨同人申し聞け、其の
意を得奉り候。右修復中、講席の儀も、寄合御医
師・小普請医師兩詰を当分講席に仕り候。此段申
申し上げ置き候。以上。 四月 多紀広寿院
撰津守殿へ 四月八日

此度医学館講堂修復料として、金七拾九兩貳分・
銀拾三匁五分請け取り申すべき処、当時金五拾兩
請け取り、皆出来の上残金貳拾九兩貳分・銀拾三
匁五分請け取り申したく存じ奉り候。此段御勘定
奉行へ仰せ渡され下さるべく候。以上。 28a]

四月 間宮諸左衛門

請け取り申す金子の事

高金七拾九兩貳分 銀拾三匁五分の内、金五拾兩
は、右是は医学館講堂修復料金、御内借として、
書面の通り請け取り申す処、仍て件の如し。

寛政五丑年四月 間宮諸左衛門

小栗伊左衛門殿

上野善右衛門殿

鈴木伝右衛門殿

表書の金五拾兩相渡さるべく候。断は本文これ有
り候。以上。 28b] 丑四月

大 内膳 印

佐 甚八 印

村 左太夫 印

大 興兵衛 印

御用ニ付無印形 佐 長門守

公事方無印形 曲 甲斐守

公事方無印形 根 肥前守

久 丹後守 印

柳 主膳正 印

払方御金奉行衆 29a]

医学館講堂、明廿日より御修復取り掛り申し候。
これに依て御届け申し上候。以上。

四月十九日 山田孫右衛門・山上藤兵衛

撰津守殿四月廿日御届。

医学館講堂修復申し渡し、今廿日より取り掛り申

候。尤も日々学館へ出役御徒目付・御小人目付、
右修復所も見廻り候様申し渡し候。私共儀も修復
中見廻り候様仕るべく候。これに依て申し上げ置
き候。以上。

四月廿日 中川勘三郎・間宮諸左衛門

撰津守殿へ八月十七日上る。

此度医学館講堂修復仰せ付けられ候に付、多紀永
寿院申し聞け候は、只今迄講堂【虫損：下見これ
無く候に付、北の方壁たびたび損じ】候間、北の
方ばかり【虫損：成りとも下見出来候様仕りたき
段、私共迄相願ひ】29b] 申し候。此度講堂取毀
し候節、北の方は柱朽ち候にも相見え申し候に
付、下見新規出来候はば、格別保ち方宜しくこれ
有るべき様存じ奉り候。去子年俗事役仰せ付て
られ候以後、彼の者共出精仕り候故、雑用金の内
去子年分残金少々出来これ有り候の間、右金子を
以て願の通り申し付け、其の外少々づつ取り繕ひ
候はで叶はざる向きも右残金にて取り繕ひ等申し
付け候。これに依て申し上げ置き候。以上。

七月 中川勘三郎・間宮諸左衛門

撰津守殿へ丑七月六日、近藤吉右衛門を以て上
る。同日同人を以て承附、同人を以て返上。

支配向き差し当り申すべき旨 30a] 仰せ渡さ
れ、承知仕り候。

七月六日 中川勘三郎・間宮諸左衛門

此度御下げ金を以て医学館講堂修復仰せ付けら
れ、近々皆出来仕り候。右に付、出来形見分の儀、
別段仰せ渡さるべく候や。右講堂の儀は、元御普
請所にもこれ無く候間、私共兩人罷り越し、見分
仕るべく候や。此段御内々伺ひ奉り候。以上。

七月 中川勘三郎・間宮諸左衛門

請け取り申す金子の事。

高金七拾九兩貳分・銀拾三匁五分の内、
金貳拾九兩貳分・銀拾三匁五分、
外、30b] 金五拾兩は、当丑四月御内借として請
け] 取り申し候。

右、是は医学館講堂修復料残金として、書面の通
り請け取り申す処、仍て件の如し。

寛政五丑年八月 間宮諸左衛門 印

小栗伊左衛門殿

上野善右衛門殿

鈴木伝右衛門殿

表書の金貳拾九兩貳分・銀拾三匁五分相渡さるべく候。断は本文これ有り候。以上。

丑八月 肥 十郎右衛門 印 31a)

無出座 大 内膳

御用ニ付無印形 佐 甚八

村 左太夫 印

佐 長門守 印

公事方無印形 曲 甲斐守

公事方無印形 根 肥前守

久 丹後守 印

柳 主膳正 印

私方御金奉行衆

寛政六寅年二月十四日、摂津守殿、近藤吉右衛門を以て御下げ。31b) 同十六日返上。

久世丹後守 これを承る。

中川勘三郎・間宮諸左衛門 これを承る。

医学館屋根御修復の儀申し上げ候書付

多紀永寿院

医学館にて御医師詰所并に勝手向の家根共板葺に御座候間、暫く手入れ仕らざる所の分、此節度々風烈に風破仕り雨漏り、何れも迷惑仕り候。これに依て御修復申し付け候。尤も御入用の儀は定式御下げ金を以て繰り合せ候に付、別段臨時御入金に及び申さず候間、此段は申し奉らず候。以上。

三月 多紀永寿院 32a)

勘三郎殿書面の趣取り斗らひ候様、俗事役へ仰せ渡され候間、惣兵衛此旨申し談じ候。三月廿四日

医学館御家根御修復伺書

一 医学館御役所向き惣御屋根葺替仕りたく、所々入札を以て再吟味仕り候処、屋根屋源右衛門入札積高然るべきやに存じ奉り候に付、荒増し仕様左の通りに御座候。

惣御家根、在来古板半分交じへ葺き足し、壹寸貳分足し、棟折杉皮貳枚重ね、押縁杉三寸、貫大五寸釘にて貳間へ八本打ち、瓦留の杉小割、大五寸にて、野地木舞朽ち損じの分足し、木舞仕り瓦並べ、諸色一式積もり、壹坪に付 32b) 代銀六匁六分。右御役所家根坪凡そ百貳拾坪余、但し壹坪に付、銀六匁六分積もり。右の者へ申し付くべきや、此段伺ひ奉り候。以上。

三月 山田孫右衛門・山上藤兵衛

伺ひ奉り候覚

一 金拾九兩貳分・銀拾四匁七分八厘。

右、是は去丑年御入用の方残金にて御座候。此内金拾貳兩貳分・銀貳匁四分、当夏中御役所向き惣御家根御修復の方御入用、先達て伺ひ奉り候通り、遣ひ払ひ仕り候。差し引き残り、金七兩と銀拾貳匁三分八厘。33a)

一 金貳拾兩貳分・銀拾壹匁壹厘。

右は当寅正月より同閏十一月迄々々御勘定御入用の方残金にて御座候。去丑年残金合せて貳拾七兩貳分・銀貳拾三匁三分九厘これ有り候。且つ此金の儀は、右残金を以て御土蔵出来仕り候様、先達て御差図もこれ有り候へども、指し掛り御家根大破に付、当夏中金拾貳兩貳分余遣ひ払ひ申し候。然る処、当時御役所向き其外講堂の内、御畳数都合貳百貳拾貳畳半これ有り候処、七分通りも大破に相成候に付、右の残金を以て御畳御修復仕りたく存じ奉り候。猶又勘弁仕り、五分通り表替并に縁替等仕るべく候や、此段伺ひ奉り候。尤も来る卯休会の内出来仕り候様存じ奉り候。此段伺ひ奉り候。以上。33b)

十二月 山田孫右衛門・山上藤兵衛

一 玄米貳石六斗九升九合。

右は去丑年御勘定差引残米にて御座候。

一 同四石壹斗七升五合。

右は当寅年正月より同閏十一月迄残米にて御座候。右合米六石八斗七升四合これ有り候。此残米の内三石程も御払ひに仕り候て、例年の通り餅飾並びに松飾、其外臨時御入用の方へ遣ひ払ひ仕りたく存じ奉り候。此段申し上げ置き候。以上。

十二月 山田孫右衛門・山上藤兵衛

摂津守殿御下げ成され候。正月十五日。

一覽仕り候。 中川勘三郎 34a)

医学館講堂并に御役所向き諸部屋共、御畳大破罷り成り候に付、此度五分通り御畳替仕り候。右御入用金の儀は定式雑用金の内、去々丑年より去寅年閏十一月迄残金貳拾七兩程もこれ有り候。右残金を以て御畳御修復仕り候。此段申し上げ置き候以上。 卯正月 多紀永寿院

寛政八辰年五月十五日、摂津守殿永寿院へ御渡し

成され候書付.

御書面之通、多紀永寿院へ仰せ渡され候旨、
承知仕候。 辰五月十六日

柳生主膳正
久世丹後守
佐久間甚八
大久保内膳 34b]
三橋藤右衛門

矢部彦五郎・小長谷能登守 これを承る。
多紀永寿院へ

医学館破損所の儀、御修復にも仰せ付けらるべく候へども、此度は其方にて引受け、修復これ有り候様致さるべく候。これに依て金三百兩下され候。尤も御勘定奉行・掛り御目付へ談ぜらるべく候。右摂津守殿、十六日斎藤老之助を以て御勘定奉行衆へ御渡し候由、石倉勝五郎を以て廻しに來り、承附同人へ相渡す。

一 備中縁付新規表替拾壹

一 琉球無縁新規表替八畳 35a]

右は、医学館病人診察所畳拾壹并に湯呑所の者、無縁八畳大破に付、書面の通り表替致したく、其外表摺れ候場所四五畳程裏返し縁替等致したく存じ候。思召も御座無く候はば、御入用金の内を以て取り斗らひ申すべく候。此段御掛合に及び候。

以上。 六月 永寿院

矢部彦五郎殿・小長谷能登守殿

一 備中新規表替 但し縁共 四畳半

一 縁替 但し古縁損じこれ無き分相用ひ申し候。

右は、小暮又兵衛住居仕り候御長屋畳。

一 縁替 但し前同断。 35b]

右は、長田八十五郎住居仕り候御長屋畳、右の通り畳損じ候に付、表替并に縁替仕りたく存じ奉り候。以上。

午六月 医学館出役 長田八十五郎・小暮又兵衛
六月十二日、安長より能登守殿へ上る。

一 医学館俗事致致住居候御長屋畳損じ候に付、表替并に縁替等致したき旨、別紙の通り申し聞け候。思召もこれ無く候はば定式御入用金を以て取りはからい申すべく候。此段御掛合に及び候。以

上。 午六月 多紀永寿院

矢部彦五郎殿・小長谷能登守殿

△御書面并に別紙の趣、承知致し候。

午六月 矢部・小長谷 36a]

摂津守殿、午十二月廿九日、長谷川孫左衛門を以て御下げ、翌晦日下げ札の趣口上にて布施内蔵之丞を以て返上致し候処、又候未正月十五日下げ札致し上げ候様仰せ渡され候に付、二月朔日布施内蔵之丞を以て上る。

医学館詰所向き、其外席々へ御医師出席これ有り候に付、一向明き間これ無く候。右に付、臨時に大勢会集等これ有り候節は差支へ申し候。且つ又来春頃は京都より小野喜内召させられ候由薄々承り及び申し候。定めて医学館へ出席仕り、講書仰せ付けらるべきやに存じ奉り候。右喜内儀は清貧にて御座候へば、御手宛は下し置かるべく候へども、御当地知音のものもこれ無く、借宅等仕り候ては難渋にもこれ有るべく、且つ老人の儀住宅隔り候ては迷惑も仕るべきやに存じ奉り候。これに依て幸ひ医学館御地面の内 36b]、明地これ有り候に付、別紙絵図面の通り、補理し置き申し上げたく存じ奉り候。左候へば此以後迎も右様の者召させられ候節杯は、右場所へ差し置き申し候へば当人借家仕り候にも及び申さず、且つ前文申し上げ候集会の差支へも御座無く候間、医学館定式御入用残金を以て取建て申したく存じ奉り候に付、此段伺ひ奉り候。以上。

午十二月 多紀永寿院

書面の趣相考へ候処、一体甚だ見越しの儀、絶えず入用の筋にも御座有る間敷、此度別家建の儀にも御座候間、末々明き家に成り居り候様にては第一火の元等にも宜しからず、其上破損も早く往々定式入用金不足の基と存じ奉り候。先達て 37a] 中も定式入用金不足に付、町屋鋪場所替相願ひ候儀にもこれ有り、非常の節欠け附け人足手当金杯も行届き申さざる趣にて、彼是相願ひ候儀もこれ有り、且つ先達て間宮筑前守より申し送り御座候土蔵等も未だ出来兼ね候程の儀、殊に当時破損所等もこれ有る儀に付、旁々以て新規建坪相増

し候儀は好もしからざる儀に存じ奉り候間、勘弁もこれ有るべきやの趣、多紀永寿院へ掛合ひ候処、一体内存相含み候儀もこれ有るに付、始終明き家にて差し置き候儀もこれ無く、是迄の振合を以て万端省略致し候はば、差し遣ひの儀もこれ有る間敷旨申し聞け候。然る上は伺の通り仰せ渡され候ても苦勞が間敷やに存じ奉り候。以上。 二月

矢部彦五郎・小長谷能登守 37b]

多紀永寿院殿 矢部・小長谷

京都より小野喜内召させられ候由御聞及びに付、定めて医学館へ出席講書仰せ付けらるべきや。右喜内義は清貧にて候へば、御手当は下し置かるべく候へども、借地等にては難渋もこれ有るべく、老人の儀住宅隔り候ては迷惑も致すべきや。幸ひ医学館地面の内明地これ有り候に付、別家の普請出来候へば、此以後迎も右様の者召させられ候節杯、右場所にて差し置き候へば借地にも及ばず、集会の節差支へもこれ無く候間、医学館定式入用残金を以て御取立の趣に候。

右は一通り相聞へ候へども、一体見越しの儀にこれ有り、絶えず入用の筋にもこれ有る間敷や。明き家成り居り候様にても第一火之元 38a] 等も宜しからず、其上破損も早く往々定式入用金不足の基と存ぜられ候。既に先達て中、定式入用金不足に付き町屋敷場所替御願ひ候儀もこれ有り、非常の節欠け付け人足手当金杯も行届き申さざる趣にて、彼是御願の儀もこれ有り、且つ土蔵等も未だ出来兼ね候程の儀、殊に当時破損等もこれ有るやに付、旁々以て新規取建普請の儀は建坪増候儀は好もしからざる儀に存じ候。然る処入用残金を以て御取建の趣にては、前書の通り是迄段々御申立ての趣意と甚だ齟齬致し、如何に存ぜられ候や、御勘弁もこれ有るべきや。去り乍ら新規普請致し候ても実々差支へもこれ無く、往々入用金不足の筋にもこれ無き儀に候はば、拙者共存じ寄りこれ無く候へども、得と御談に及び候様、摂津守殿、彦五郎・能登守 38b] 仰せ聞けられ候間、委細下りて御申し聞けられ候様存じ候。以上。正月

医学館地面の内、明き地へ別家普請取建て候儀相伺ひ候処、御談に及び候儀、摂津守殿仰せ聞けられ候に付、思召御掛合の趣一覽致し、御尤もの儀に存じ候。右は此度京都より小野喜内召させられ候由承り及び、此後迎も右様の者差し置き申すべき旨申し上げ候処、見越し願の趣にはこれ有り候へども、一体内存相含み候儀もこれ有り候に付、始終明き家にて差し置き候儀もこれ無く候。且つ又町屋敷引替願差し出し候儀は、入用金不足に付き相願ひ候儀にはこれ無く、一体最初の積立 39a] 御定金に不足致し、且つ別段に神農持ち退き人足召し抱へ、并に人足共類焼の節は御手下され候様先達て相願ひ候に付、右手当金迄は当時残金これ有り候ても行き届き候儀これ有る間敷存じ候に付、残金はこれ有り候へども町屋敷引替へ願差し出し候儀に御座候。将又土蔵の儀此節残金を以て取掛り候はば出来致すべく候へども、先づ普請の方に取掛り今年内の内には土蔵取建て候願の残金も出来致すべくやに存じ候間、是迄振合を以て万端省略致し候はば残金は出来致し、行々差支への儀もこれ有る間敷やに存じ候。これに依て此段御答に及び候。宜しく御勘弁下さるべく候。以上。 39b] 未 多紀永寿院

摂津守殿見置き候様、未二月十五日内蔵丞を以て御下げ、翌十六日同人を以て返上。

医学館地面の内、新規家作取建て候仕様帳。

但し、仕様書は元帳にこれ有り候。

右一式請負にて、代金四拾壹兩。

医学館内家作の儀に付き伺書。

医学館地面の内、家作取建て申したき旨伺ひ奉り候処、伺の通り仰せ渡され候に付、仕様申し付け候処、別紙帳面の通りに御座候間、掛り 40a] 御目付へ対談の上申し付くべく候や、此段伺ひ奉り候。以上。 未二月 多紀永寿院

二月十六日、長田八十五郎差出す、小野喜内住居普請入札人書付。

一 金四拾兩

本郷春木町千田清兵衛店 大工次兵衛

- 一 金五拾五両三分
 糺町平川町代地家主 同 若次郎
- 一 金五拾八両
 佐久間二丁目家主 同 久左衛門
- 一 五拾八両七分
 糺町平川町代地七郎兵衛店 同 長吉

右の通りに御座候。以上。

長田八十五郎・小暮又兵衛

摂津守殿、未三月三日布施内蔵丞を以て御下げ、翌日同人を以て返上。

医学館地面の内、家作場所替の儀申し上げ候書付。40b] 多紀永寿院

医学館地面の内家作取建ての儀、絵図面を以て伺ひ奉り候処、伺の通り仰せ渡され候に付、取掛り罷り在り候。然る処先達て申し上げ候場所、後々土蔵取建て候場所明け置き申したく存じ奉り候間、別紙絵図面の通り場所替仕り、且つ表通り柵矢来へ当分の内出合明け置き申し候。此段申し上げ置き候。以上。 未三月 多紀永寿院

未三月廿七日・翌廿八日学館へ持参致し、安長へ差し出し、又候翌日学館より下げ札致し来る。又候孫札附。

薬園朝鮮矢来仕置き之儀掛合 多紀永寿院 41a] 医学館薬園隣境朝鮮矢来大破に付、新規仕直し申したく候。并に同所東側生垣の内式十八間程、年々手入致し候へども保ち悪敷く、犬入り薬草等踏荒し候に付、朝鮮矢来仕直し申したく候。且つ又同所入口木戸・講堂脇板塀損じ候に付、是又新規仕直し申したく候。これに依て御入用積もらせ候処、朝鮮矢来延八拾壱間・木戸板塀汚塗迄も請負、代金拾七両三分・銀八匁にて出来の積御座候。思召もこれ無く候はば、定式残金の内を以て申し付くべしと存じ候間、此段御掛合に及び候。以上。 三月 多紀永寿院

矢部彦五郎殿・小長谷和泉守殿 41b]

御書面の通り承知致し候。然る上は此節普請等入用も多き時節に候間、相成るべき丈省略致し候様御取り斗らひ然るべく存じ候。以上。 三月 矢部彦五郎・小長谷和泉守

朝鮮矢来并に板塀木戸等修復の儀、御掛合に及び候処、御答の趣御尤もに御座候。此節普請入用等多くこれ有り候に付、極々省略致し候上の積もりに御座候。右矢来等残金を以て本文の通り修復相加へ候ても、全く残金四拾兩餘もこれ有り候に付、差支への儀これ無く候間、此段御答に及び候。以上。

未三月 多紀永寿院 42a]

下げ札、御答の趣承知致し候。差支へこれ無く候上は、存じ寄りこれ無く候。以上。

矢部彦五郎・小長谷和泉守

四月三日俗事役より差し出す。

医学館地面の内取建て候新規家作の儀、去る二月廿一日より取掛り、昨日迄日数四十二日にて皆出来仕り候。此段御届申し上げ候。以上。

未四月 長田八十五郎・小暮又兵衛

同断。

医学館家作へ小野蘭山差し置くべきやの旨、伺ひ奉り候。

小野蘭山

右医学館に於いて講書仰せ渡され候に付、旅中、医学館地面内 42b] へ取建て候家作へ差し置き申すべきや、此段伺ひ奉り候。以上。

四月三日 多紀永寿院

七月三日多紀永寿院方より差し越し、下札致す。五日。

医学館役所向き屋根漆喰、北の方其外共落候に付、吟味致し候処、惣体漆喰浮き候に付、建坪百三十六坪余、棟通り踏下げ三枚・軒通り五枚づつ仕直し申したく候。并に瓦所々割れ候分差し替へ候積もりにて入札申し付け候処、右一式請負金四兩壱分・銀式匁式分にて出来の積もりに御座候。

一 同所火の見る儀、去る辰年御普請の節古来より有来たりを取付け置き候処、此節朽ち腐され候に付、修復相加へ申したく候。右代金三分・銀拾式匁八分にて出来候積もりに御座候。思召もこれ無く 43a] 候はば定式御入用金の内を以て申し付くべしと存じ候。これに依て御掛合に及び候。以上。 未七月 多紀永寿院

矢部彦五郎殿・小長谷和泉守殿

御書面の趣、存じ寄りこれ無く候。
七月 矢部彦五郎・小長谷和泉守

寛政三未年七月晦日、摂津守殿布施蔵之丞を以て御下げ成され候に付、多紀安長へ別紙の通り懸合候て、本書并に絵図面共に筥書き添へ、八月廿四日同人を以て上げ候処、九月五日摂津守殿43b]、安長承付蔵之丞を以て御下げ成され候間、此方承付、同日同人を以て返上。

矢部彦五郎・小長谷和泉守 これを承る。

書面の内坪数式十坪相減じ、其外は伺の通り仕るべき旨仰せ渡され、承知奉り候。

九月 多紀安長

小野蘭山住居の儀伺ひ奉り候書付。多紀安長小野蘭山儀、医学館御地面の内これ有り候御家作に当着仕り罷り在り候。然る処、生涯当地住居仕り候様仰せ渡され候に付、外へ家作補理引移り申すべく候へども、相応の場44a]所もこれ無く、殊に老人儀にもこれ有り候へば、医学館へ隔たり候ては迷惑仕り候間、当分の内是迄当宿仕り候家作へ併せて御地所七拾三坪余共其儘拝借仕り、右家作へ少々建て足し仕り、土蔵等も補理申したく候に付、外五十坪相増し、都合百三拾三坪程の御地面、当宿仕り罷り在り候御家作共、別紙絵図面の通り拝借仕りたき旨相願ひ申し候。これに依て伺ひ奉り候。以上。七月 多紀安長
寛政十一未年八月五日、書面の通り多紀安長へ懸け合ひ候処、同月廿二日下札致し、引移りこれ有り候へども、坪数相減じ候儀相成る間敷やの旨、猶又同月十五日同人へ申し遣し候処、式拾坪相減じ申すべき旨同月廿一日下げ札にて挨拶これ有り候。44b]

小野蘭山儀、医学館地面の内家作に当宿致し罷り在り候処、生涯当地に住居致し候様仰せ渡され候に付、外へ家作補理引移り申すべく候処、相応の場所これ無く、殊に老人の儀にこれ有り候間、医学館へ隔たり候ては迷惑致し候に付、当分の内是迄の家作并に地所七拾三坪余も其儘拝借致し、右家作へ建て足し致し、土蔵等も補理候に付、外五

拾坪相増し、都合百二拾三坪程の地面へ家作共別紙絵図面の通り拝借仕りたき旨相願ひ候間、然る処右家作の儀後々御含もこれ有る儀先達て御申し聞け、其上右家作へ建て継ぎ致し、土蔵等も補理候ては、薬園地狭に相成り候てはならず、甚だ医学館近の儀故、非常の節の為にも宜しからず、彼是差支への儀これ有るべきやと存じ候。これに依て45a]御掛合に及び候や否や、下げ札にて御申し聞けこれ有るべく候。以上。

八月五日 小長谷和泉守・矢部彦五郎
多紀安長殿

小野蘭山医学館御地面の内、当時住居致し候御家作へ建て継ぎ致し、御地所共拝借相願ひ候に付、御掛合の趣承知致し候。右家作の儀後々相含み候儀これ有り候へども、当時の儀にもこれ無く候間、当分蘭山住居致させ候ても差支への儀これ無く候。且つ薬園中絵図面通り拝借地仰せ付けられ候ても、先達て薬園仕直し申し候節、花壇等相増し置き候に付、是又差支への儀これ無く候。且つ右家作へ建て45b]継ぎ、土蔵等も補理候ては非常の節差支へにも相成るべき旨、御尤もに御座候。去り乍ら随分家根継ぎに致し、土蔵学館方へ建候はば、右場所より学館迄十間余の空地もこれ有り候に付、差して障にも相成る間敷やに存じ候。右蘭山儀当地知音の者も一向これ無く、当地の様子一向相弁じ申さず候に付、事馴れ候迄右御地面拝借相願ひ候儀に付、宜しく御勘弁下さるべく候。八月 多紀安長

下札の趣承知致し候。併し先達て御掛合に及び候通り、学館近く相成り候ては非常の節のためにも宜しからず、其上薬園地狭に46a]相成り候間、坪減の儀相成る間敷候や、猶又御掛合に及び候。御勘弁の上、御下げ札にて御申し聞けこれ有るべく候。

八月 矢部彦五郎・小長谷和泉守

小野蘭山拝借地の儀、猶又御掛合に付、成る丈け地狭に相成り候様勘弁致し候処、根継家

作并に土蔵等建坪相減じ、随分取縮め建て候へば、先達て相伺ひ候増地五拾坪の内式十坪程相減じ、増地三拾坪程拜借仰せ付けられ候はば出来申すべしと存じ候。此段御答に及び候。以上。 八月 多紀安長 46b]

寛政十一未年八月廿四日、摂津守殿へ布施蔵之丞を以て上る所、九月九日同人を以て御下げ、承付同日同人を以て返上。

書面申し上げ候通り仰せ渡され候旨仰せ渡され、承知仕り候。

九月 矢部彦五郎・小長谷和泉守

矢部彦五郎・小長谷和泉守

多紀安長申し上げ候書面御下げ成され候に付、一覽仕り候処、小野蘭山儀、医学館地面の内当宿致し罷り在り候処、生涯当地住居致し候様仰せ渡され候に付、外へ家作補理引移り申すべく候処、相応の場所これ無く、殊に老人の儀にこれ有り候間、医学館へ隔たり候ては迷惑致し候に付、当分の内是迄の家作并に地所七拾 47a] 三坪余共其儘拜借致し、右家作へ建て足し致し、土蔵等も補理候に付、外五拾坪相増し都合百式拾三坪程の地面へ家作共別紙絵図面の通り拜借仕りたき旨相願ひ候旨に御座候。これに依て取調べ候処、当時蘭山当宿仕候家作は後々入用の含みこれ有る旨、先達て多紀永寿院より私共迄申し聞け候趣これ有り、其上右家作へ建て継ぎ致し、土蔵等も補理候ては菜園狭に相成り候のみならず、甚だ学館近の儀故、非常の節のためにも宜しからず、菓草木盛茂致し候に随ひ候ても、地狭に相成り候は好ましからざる事にこれ有る間、勘弁もこれ有るべきやと安長へ掛合ひ候処、右家作の儀は後々相含み候儀これ有り候へども、当時の儀にもこれ無く候間、当分蘭山住居致させ候ても差支への儀これ無く、且つ菜園の内 47b] 絵図面の通り拜借仕り候ても、先達て菜園仕直し申し候節、花壇等相増し置き候に付、是又差支へ候儀これ無く候。右家作へ建て継ぎの儀、家根継ぎに致し、土蔵学館の方へ建て候はば、右場所より学館迄拾間余の空地もこれ有り候に

付、差して障りにも相成る間敷や。右蘭山儀、当地知音の者これ無く、当地の様子一向相弁へ申さず候に付、事馴れ候迄右地面借り相願ひ候旨、地坪の儀は式拾坪程相減じ、都合百三坪程拜借仕らせたき旨安長申し聞け候間、是迄の家作地所七拾三坪余并に此度三拾坪程相増し、都合百三坪程当分拜借仰せ渡され然るべきやに存じ奉り候。則ち御下げ札成され候書面并に絵図面返上仕り候。以上。 48a] 八月 矢部彦五郎・小長谷和泉守 十月五日来る。

医学館俗事役住居致し候御長屋、畳切れ損じ候に付、別紙の通り表替并に縁替致したく相願ひ申候。思召もこれ無く候はば、定式御入用の内を以て取繕ひ申し付くべしと存じ候。これに依て御掛合に及び候。以上。 十月 多紀安長

矢部彦五郎殿・小長谷和泉守

書面の趣承知致し候。

矢部彦五郎殿・小長谷和泉守 48b]

一 備中表縁付畳 枚十三畳半の内、
四畳半 表替、九畳 縁替。

一 琉球表無縁畳 惣数にて式畳 表替

右は長田八十五郎住居仕り候御長屋、畳大破仕り候に付、書面の通り表替并に縁替仕りたく願ひ奉り候。以上。

未十月 長田八十五郎・小暮又兵衛

医学館俗事役長田八十五郎住居向き、畳見分仕り候処、別紙書面申し上げ候通り甚だ切れ損じ見苦敷相成り候間、御定金の内にて願の通り表替・縁替共仰せ付けられ然るべしと 49a] 存じ奉り候。これに依て申し上げ奉り候。以上。

未十月 医学館掛り御小人目付 増井三四郎 未十月廿三日、摂津守殿、孫左衛門を以て御下げ、翌廿四日、和泉守殿、勝蔵へ御下げ。

書面多紀安長承附の通り仰せ渡され、

承知仕り候。 未三月廿日

柳生主膳正・中川飛騨守・三橋藤右衛門

小笠原三九郎・鈴木門三郎

矢部彦五郎・小長谷和泉守 これを承る。

書面願の通り、落札にて仕るべき旨 49b」仰せ渡され、承知奉り候。以上。

十月十七日 多紀安長

小野蘭山家作建て足し候儀に付、御手当願ひ奉り候書付。多紀安長

小野蘭山儀、医学館御地面内御家作御地所共拝借仕りたき段先達て願ひ奉り候処、願の通り仰せ渡され候。然る処少々手狭に御座候間、右御家作へ建て足し仕り、并に所持仕り候産物も多く御座候に付、土蔵補理申したき旨蘭山相願ひ申し候。これに依て同人方にて入用積もりて町人共へ申し付け候処、右一式並びに井戸其外共、合式請負金七拾八両貳分にて出来仕り候旨、同人申し聞け候。尤も御宅等補理候はば御手当も下し置かるべき旨、先達て仰せ渡され御座候に付、何卒右の御金蘭山へ拝領仰せ付け 50a」下し置かれ候様仕りたく願ひ奉り候。以上。 未九月 多紀安長

小野蘭山住居建て足し、並に土蔵其外共仕様帳。但し元帳へ留これ有り候。

一 金七拾八両貳分

本郷春木町貳丁目 大工治兵衛

一 金八拾七両貳分銀拾貳匁

神田佐久間町貳丁目 大工久左衛門

一 金九拾六両貳分銀七匁

同所老丁目 大工甚助

一 金百五両貳分銀拾四匁

同所二丁目裏町 鉄右衛門

右之通入札、左之通御座候。 未九月 50b」

医学館菜園地北の方、外囲板塀八間半、并に御門内左右板塀九之間、所々杭等朽ち腐れ捨て置き難く候に付、杭扣木等板替修復相加へ申したく候。代金積もらせ候処、朽ち損じ候分杭扣木、并に貫板等抜替一式、請負金貳兩三分・銀五匁四分にて出来仕り候積もりに御座候。思召も御座無く候はば定式御入用残金を以て修復致すべしと存じ候。此段御掛合に及び申し候。以上。

未十二月 多紀安長

矢部彦五郎殿・小長谷和泉守殿

御書面御掛合の趣承知致し候。存じ寄御座無く候。以上。 未十二月

矢部彦五郎・小長谷和泉守 51a」

医学館玄関并に同所統畳廊下共、

一 備中表縁附畳 惣数拾七畳の内、

八畳裏返し 三畳縁替へ、

一 備中表裏琉球 下座敷 但し古縁不用の分、取替申すべく候。壹枚新規。

一 琉球表縁無畳、同所門番所、

惣数六畳の内、四畳表替。

一 琉球表無縁畳、同所下働の者部屋、

惣数四畳の内、二畳表替。

右の通り損じ候に付、表替并に縁替致したく存じ候。思召も御座無く候はば、開講前休の内取り懸り申すべしと存じ候。これに依て掛合に及び候。以上。 51b」 申正月 多紀安長

矢部彦五郎殿・小長谷和泉守殿

書面の趣承知致し候。

正月 矢部彦五郎・小長谷和泉守

申年閏四月十一日来る。下札致し、同廿三日遣す。先達てより目論見置き候、医学館御地面内へ新規に土蔵此度取建て申したく候。これに依て仕様別紙帳面の通り町人共へ入札これを取り候に付、安札の方へ申し付くべしと存じ候。尤も此節御葉種残金当時百三兩余これ有り候に付、別紙絵図面の通り、外板仕直し、其外地形土留しがらみ等にて臨時の御入用これ有り候ても、差引き残餘金拾 52a」七両貳分余もこれ有り候に付、差支への儀御座無く候。勿論当時休み候も悪敷候間、此節より手当て致し置き、益後早々取掛り申したく候に付、別紙仕様帳并に取建て候場所絵図面共御達し申し候。思召もこれ無く候はば、前書の趣伺書差し出し申すべしと存じ候。此段御掛合に及び候。以上。

申閏四月 多紀安長

小長谷和泉守殿・蜂屋源八郎殿

御書面土蔵新規取建て候儀承知致し、存じ寄これ無く候。且つ駒寄矢来の場所、板塀仕直し候には及び申す間敷の旨、然

るべきやに存じ候。 閏四月
小長谷和泉守・蜂屋源八郎 52b]

申閏四月廿四日来る。尤も和泉守殿・源八郎殿、御登城これ無く候に付、翌日源八郎殿へ。此度医学館へ土蔵取建て候に付、場所絵図面を以て御掛合に及び候処、御存じ寄これ無き趣承知致し候。且つ駒寄矢来の場所、板塀の方相止め、有形の通りにて然るべき旨、是亦承知致し候。左候はば、駒寄損じもこれ有り候に付、有来りより少々高く仕直し申すべき旨、これに依て土蔵取建て候場所の絵図面ばかり伺書に相添へ差出し申し候間、此段御達し申し候。以上。 申閏四月 多紀安長 小長谷和泉守殿・蜂屋源八郎殿 53a]

閏四月廿七日、撰津守殿御下げ成され候。

医学館へ土蔵取建て候儀、伺ひ奉り候書付。

多紀安長

医学館御地面中へ土蔵取建て申したく、兼ねて心懸け罷り在り候処、当時御葉種料の内残金百三兩余も罷り在り候間、別紙絵図面の場所へ新規に土蔵取建て申したく存じ奉り候。これに依て仕様御入用積もり町人共へ申し付け候処、別紙帳面の通り御座候間、安札の方へ申し付け、此度取掛り申したく存じ奉り候に付、則ち別紙仕様帳面に絵図面共御覧に入れ奉り候。以上。

申閏四月 多紀安長

閏四月廿九日

医学館役所向き以下、御医師の部屋を、御三家・御両卿 53b] 医師、并に請け持ち病人診脉所、且つ新規に願出で候病人吟味所兼ね、六畳敷一間の場所是迄相用ひ来り候処、御三家・御両卿御医師出席追々多く相成り候に付、当時右場所殊の外手狭にて差支へ候。尤も俗事役申し聞け候。これに依て別紙絵図面の通り模様替致し、物置の方少々建て継ぎ申したく候。右一式請負金四兩三分にて出来の積もりに御座候。思召もこれ無く候はば申し付くべしと存じ候。これに依て別紙絵図面を以て御掛合に及び候。以上。 申閏四月 多紀安長 小長谷和泉守殿・蜂屋源八郎殿

御書面部屋模様替の儀、存じ寄これ無く

候。 54a] 閏四月
小長谷和泉守・蜂屋源八郎

御茶の水火消屋舗脇に積みこれ有り候外面石并に割栗共、御役所向き御用の筋にもこれ無く候や。此度医学館中へ新規御土蔵取建て申し候。これに依て右の石御用にもこれ無く候はば、医学館へ引取り、地形土留の方へ相用ひ申したく候間、此段御掛合に及び候、否やの儀御申し聞けられ下され候様致したく存じ候。以上。 申五月 別紙の趣、御普請奉行へ掛合差遣し候間、此段御承知置き下さるべく候。以上。

申五月 多紀安長 54b]

小長谷和泉守殿・蜂屋源八郎殿

六月四日

医学館御医師詰所向き并に御長屋畳替の覚 小普請御医師休息所

一 備中表 惣数十六畳の内、新規表替三畳 但し縁共、古表裏返し拾三畳

御三家・御両卿医師休息所

一 備中表 惣数にて 新規表替四畳 湯呑所の者部屋 55a]

一 琉球表無縁 惣数八畳の内、新規表替五畳 小暮又兵衛住居御長屋

一 備中表 惣数拾三畳半 新規表替拾畳 右表裏返し三畳半

一 琉球表無縁 惣数にて 新規式畳表替

右の通り畳切れ損じ候に付、定式御入用金の内を以て表替并に裏返し致したく存じ候。思召も御座無く候はば申し付くべしと存じ候。これに依て御掛合に及び候。以上。 申六月四日 多紀安長

小長谷和泉守殿・蜂屋源八郎殿 55b]

御書面部屋模様替の儀、存じ寄これ無く候。

六月 小長谷和泉守・蜂屋源八郎

申六月十九日

医学館講堂前池しがらみ朽ち損じ候に付、御土蔵取建て候方、南側并に西側共折廻し、長延拾壱間の所、御茶の水より引取り候古石を以て石垣致し、北側八間の所は石不足に付き竹にてしがらみ

致し申すべしと存じ候。東の方は先年修復相加へ申し候間、其儘差置き申すべく候。前書石垣并にしがらみ泥浚ひ等一式にて代金積もらせ候処、金三兩・銀拾弍匁にて出来致し候。思召もこれ無く候はば定式御入用金を以て申し付くべしと存じ候。此段御掛合に及び申候。以上。申六月 多紀安長 56a]

小長谷和泉守殿・蜂屋源八郎殿

御書面、石垣しがらみ等の儀、存じ寄これ無く候。

六月 小長谷和泉守・蜂屋源八郎

医学館役所向き畳替の覚

- 一 備中表 俗事役惣数にて 新規表替八畳
但し縁共
- 一 同 玄関脇畳廊下 惣数九畳の内、

- 一 同 新規表替八畳 縁替三畳
世話役御医師詰所 惣数
古表裏返し拾畳 56b]
- 一 同 寄合御医師休息所 惣数拾四畳の内、
表替七畳、古表裏返し七畳
- 一 同 病人診察所 惣数十畳の内、
新規表替五畳、但し縁共縁替三畳
- 一 同 請持病人診察所 惣数六畳之内、
縁替三畳

右の通り損じ候に付、表替并に縁替等致したく存じ候。思召もこれ無く候はば、開講前休の内申し付くべしと存じ候。これに依て御掛合に及び候。以上。西正月 多紀安長 57a]

小長谷和泉守・蜂屋源八郎

御書面表替の儀、存じ寄これ無く候。

正月 小長谷和泉守・蜂屋源八郎 57b]